

「高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターにおいて発生する放射性固体廃棄物の最大保管廃棄能力向上」の概要について

高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターでは、管理区域内で発生した放射性固体廃棄物の最大保管廃棄能力を約 1,200 本（200 リットルドラム缶換算。以下同じ。）として事業許可を得ており、発生した放射性固体廃棄物は、ドラム缶又はボックスパレットに封入し、保管廃棄している。

放射性固体廃棄物の保管廃棄数量が、1,000 本を超え、最大保管廃棄能力に近づいていることから、保管廃棄能力向上に係る変更を行う。

○変更の概要

現状、ドラム缶又はボックスパレットに封入した放射性固体廃棄物は、ガラス固化体受入れ建屋の固体廃棄物貯蔵室内において、ドラム缶は 3 段積み、ボックスパレットは 2 段積みとして保管廃棄している。

最大保管廃棄能力を向上させるため、ドラム缶（3 段積みから 4 段積み）とボックスパレット（2 段積みから 3 段積み）の積み付け段数を変更すること及び同室内のスペースを有効的に活用することにより、現行の最大保管廃棄能力を約 800 本増やし、約 2,000 本とする。

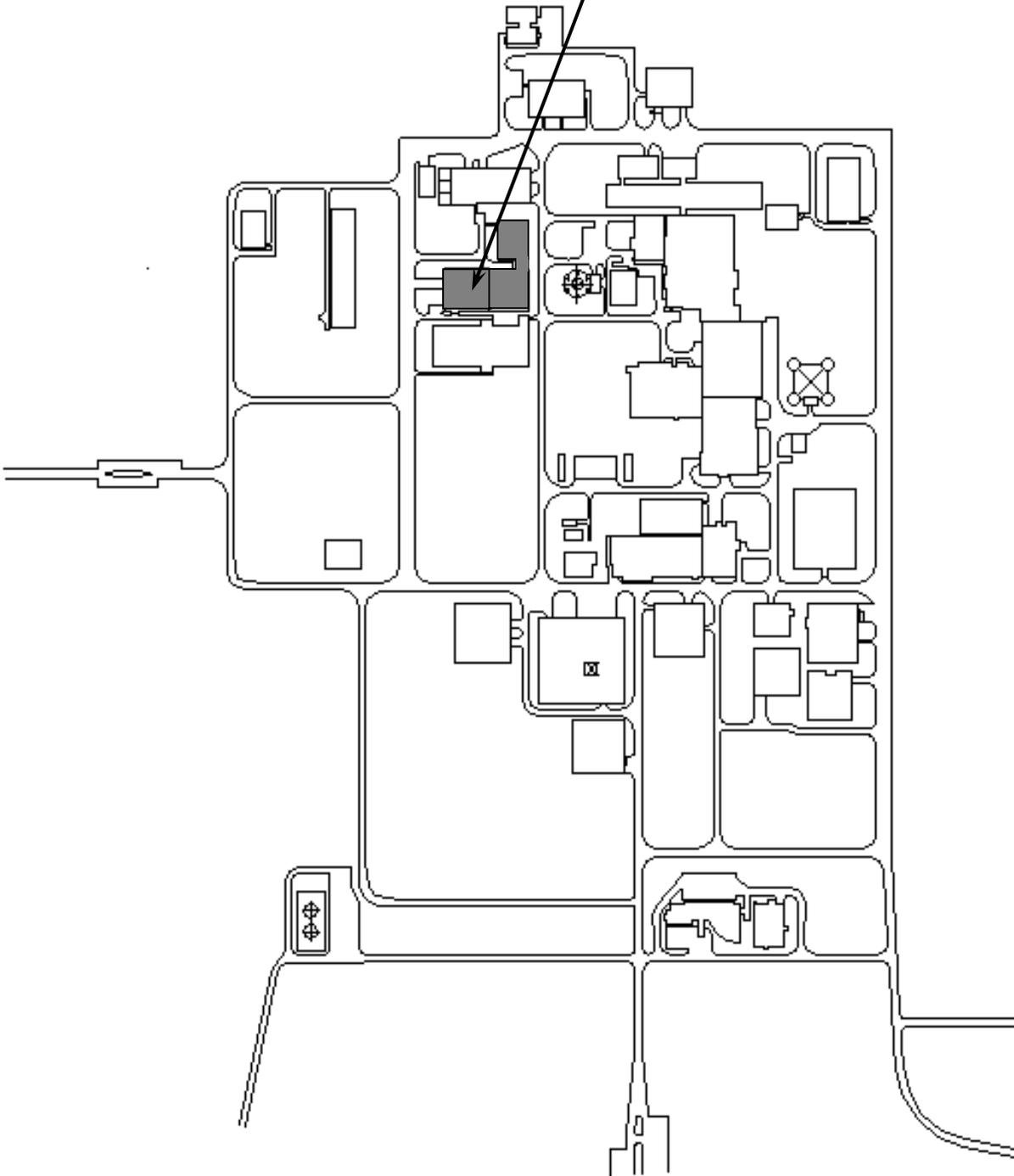
	変更前	変更後
最大保管廃棄能力	約 1,200 本	約 2,000 本

添付資料：図－1 「高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター配置図」

図－2 「放射性固体廃棄物の最大保管廃棄能力向上に係る変更の概要」

ガラス固化体受入れ建屋

- ・放射性固体廃棄物の最大保管廃棄能力を約 1,200 本から約 2,000 本に変更する。



図－1 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター配置図

